平成３０年 １２月 定例教育委員会

日時　平成３０年１２月２７日(木)13:30～
場所　鳥取市教育センター２階第１研修室

次　　第

○ 行事報告及び行事予定について　〔教育総務課〕

【審議案件】

（１）議案第３６号　鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について　〔学校教育課〕P.1

（２）議案第３７号　鳥取市指定文化財の指定について　〔文化財課〕P.11

【説明・協議事項】

（１）図書館情報管理システム更新に伴う臨時休館について　〔中央図書館〕P.21

【報告事項】

（１）１２月定例市議会一般質問教育長・副教育長答弁要旨について　〔各課等〕当日配布

（２）鳥取市立学校空調設備整備事業に係る公募型プロポーザルの実施について　〔教育総務課〕P.22

（３）平成３０年度通学路合同点検の結果について　〔学校保健給食課〕P.24

（４）ジャマイカチームの 2019 年世界リレー大会事前キャンプについて　〔生涯学習・スポーツ課〕P.25

（５）仁風閣１階随員控室天井漆喰の落下について　〔文化財課〕P.26

（６）市民体育館再整備事業について　〔生涯学習・スポーツ課〕当日配布

（７）地域組織のあり方検討について　〔生涯学習・スポーツ課〕当日配布

【先回定例会の議事録】

【その他】

（１）次期定例教育委員会の開催について

［1 月］平成 31 年 1 月 25 日（金）13:30 ～ 鳥取市教育センター２階第１研修室

［2 月］平成 31 年 2 月 28 日（木） 13:30 ～ 鳥取市教育センター２階第１研修室

① 行事報告（１１月２８日～１２月２７日）

月	日	曜日	行　　事　　等	場　　所
１１月	28	（水）		
	29	（木）		
	30	（金）	講師研修会②（中学校講師）	鹿野学園
			第2回鳥取市図書館協議会	中央図書館
１２月	1	（土）	宇宙ふしぎ探検「昼間の金星を肉眼で観察しよう」(～12/2)	さじアストロパーク
			第25回星景写真コンテスト募集開始(～1/16)	さじアストロパーク
	2	（日）		
	3	（月）	特別支援学級教育課程説明会	国府町コミュニティセンター
			講師研修会②（小学校講師）	賀露小
	4	（火）	特別支援教育ステップアップ研修④	国府町コミュニティセンター
			尚徳大学修了式	文化センター
	5	（水）	きなんせ！English World キャラバン⑩	美和小、倉田小
			みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
			ステップアップ講座（講師：芦田悦子さん）	中央図書館
	6	（木）	講師研修会②（中学校講師）	西中
			第２回鳥取市通学路交通安全対策推進協議会	市役所第二庁舎
	7	（金）	第２回鳥取市教育センター運営協議会	市教育センター
	8	（土）	クリスマスお話し会	河原町コミュニティセンター
	9	（日）	ろうあ成人学級	さわやか会館
	10	（月）	特別支援学級教育課程説明会	市教育センター
	11	（火）	青谷町高齢者教室	青谷町総合支所
	12	（水）		
	13	（木）	民俗行事　八日吹き・すす払い	河原歴史民俗資料館
			宇宙ふしぎ探検「ふたご座流星群とウィルタネン彗星を観察しよう」(～12/15)	さじアストロパーク
			音読教室	青谷町総合支所
	14	（金）		
	15	（土）	きなんせ！English World③	市教育センター
			企画展覧会「用瀬郷土歴史館収蔵資料展示」（～3/24）オープニング	鳥取市歴史博物館
			親子でいっしょに楽しむ講座⑫「クリスマス会」	中央図書館
			第２３回クリスマス謝恩コンサート	さじアストロパーク
			本のリサイクル市（～12/16）	青谷町総合支所
	16	（日）		
	17	（月）	１２月定例市議会　開会（～12/28）	議場
	18	（火）	特別支援学級教育課程説明会	湖山西小
	19	（水）	プラネタリウム冬番組「宇宙のエネルギー」投影開始(～2/17)	さじアストロパーク
			鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災　宇宙・惑星地球①」(講師：さじアストロパーク)	鳥取大学
	20	（木）		
	21	（金）		
	22	（土）	おうちだにアカデミー「地域からみる日本文化史」	鳥取市歴史博物館
			擬宝珠橋清掃	鳥取城跡
			おたのしみ☆ＢＯＯＫ袋（～12/24）	用瀬図書館
	23	（日）		
	24	（月）		
	25	（火）		
	26	（水）	冬休み1日司書体験	気高図書館
			鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災　宇宙・惑星地球②」(講師：さじアストロパーク)	鳥取大学
			ＮＨＫ鳥取文化センター講座「宇宙を解く③　2019年注目の天文現象」(講師：さじアストロパーク)	ＮＨＫ文化センター鳥取教室
	27	（木）	１２月定例教育委員会	市教育センター

② 行事予定（１２月２８日～１月２５日）

月	日	曜日	行　　事　　等	場　　所
１２月	28	（金）		
	29	（土）		
	30	（日）		
	31	（月）		
１月	1	（火）	第４８回青谷町正月マラソン大会	青谷町農林漁業者トレーニングセンター
	2	（水）		
	3	（木）	鳥取市新春健康マラソン	コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク
			鳥取市成人式	とりぎん文化会館
	4	（金）	中尾和則写真展「世界の子どもたち」（～1/30）	用瀬図書館
	5	（土）	わくわく福BOOK（～1/6）	気高図書館
	6	（日）	宇宙ふしぎ探検「部分日食を観察しよう」	さじアストロパーク
			民俗行事「七草がゆ・鳥追い」	河原歴史民俗資料館
	7	（月）		
	8	（火）		
	9	（水）	鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災　宇宙・惑星地球③」(講師：さじアストロパーク)	鳥取大学
			みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	10	（木）	ＬＤ等専門員・通級指導教室担当者研修③	市教育センター
	11	（金）	第２回鳥取市部活動のあり方検討委員会	市教育センター
	12	（土）		
	13	（日）	新春囲碁大会	河原町コミュニティセンター
	14	（月）	親子でいっしょに楽しむ講座⑬「親子で学ぼう！お金のはなし」	中央図書館
	15	（火）		
	16	（水）		
	17	（木）		
	18	（金）		
	19	（土）		
	20	（日）		
	21	（月）		
	22	（火）	中堅教諭等資質向上研修⑥・１６年目研修②（合同開催）	国府町コミュニティセンター
	23	（水）	鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災　宇宙・惑星地球①」(講師：さじアストロパーク)	鳥取大学
			ＮＨＫ鳥取文化センター講座「宇宙を解く④　光害と星取県」(講師：さじアストロパーク)	ＮＨＫ文化センター鳥取教室
	24	（木）		
	25	（金）	１月定例教育委員会	市教育センター

議案第３６号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成３０年１２月２７日提出

鳥取市教育委員会
教育長　尾　室　高　志

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成１４年鳥取市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第４号中「７月２５日から８月２６日まで」を「７月１０日から８月３１日までの間において校長が定める期間」に改め、同項第５号中「金曜日から１０月の第２月曜日の翌日まで」を「土曜日から１０月の第２月曜日まで」に改め、同項第６号中「１２月２６日から翌年１月６日まで」を「１２月２０日から翌年１月１４日までの間において校長が定める期間」に改め、同条第２項中「前項第４号から同項第７号までの規定にかかわらず、教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、当該各号に定める休業日の通算日数を変更しない限りにおいて休業日の期間及び日数を変更することができる。」を「前項第４号及び同項第６号までに規定する休業日を定めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。」に改め、同条中第３項を削り、第４項を第３項とする。

第２０条第２項中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員及び部活動指導員」に改める。

第２２条第１２号中「及び事務副主幹」を「、事務副主幹及び事務主事」に改め、同条第１３号を削り、第１４号を第１３号とし、第１５号を第１４号とし、第１６号を第１５号とする。

第３４条第２項及び第３項並びに第６２条第２項及び第３項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

様式第４号を次のように改める

様式第 4 号(第 7 条関係)

発　　号

年　　月　　日

鳥取市教育委員会　様

学校名

校長氏名　印

休業日承認申請書

下記のとおり休業日を定めたいので承認してくださるよう申請します。

記

休業日とする期間及び日数

夏季休業日　　年　月　日から　年　月　日まで(　日間)

冬季休業日　　年　月　日から　年　月　日まで(　日間)

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

近年の猛暑による児童生徒への健康管理に配慮するため、各学校の実態に応じて夏季休業日を校長が定めることができることを目的とするためである。

１２月定例教育委員会　説明資料	
年月日	平成３０年１２月２７日
担当課	学 校 教 育 課

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

１　改正の目的

近年の猛暑による児童生徒への健康管理に配慮するため、各学校の実態に応じて夏季休業日を校長が定めることができることを目的とします。

２　改正の内容

（１）夏季休業日、学期間休業日及び冬季休業日を一定の期間内において校長が定める期間とすることができることとします。（第７条関係）

（２）学校に置くことができる職員に、部活動指導員を加えることとします。（第２０条関係）

（３）その他、所要の整理を行うこととします。（第２２条関係、様式第４号関係）

３　施行期日

この規則は、平成３１年４月１日から施行することとします。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成１４年教育委員会規則第３号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 平成１４年３月２５日 鳥取市教育委員会規則第３号 鳥取市立学校管理規則（昭和４３年鳥取市教育委員会規則第２号）の全部を改正する。 目次 第１章　総則（第１条、第２条） 第２章　教育活動（第３条―第１２条） 第３章　児童及び生徒（第１３条―第１９条） 第４章　教職員及び学校組織（第２０条―第５７条） 第５章　施設及び設備（第５８条―第６５条） 第６章　雑則（第６６条） 附則 第１章　総則 第１条・第２条　（略） 第２章　教育活動 第３条～第６条　（略） 第７条 （休業日）	○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 平成１４年３月２５日 鳥取市教育委員会規則第３号 鳥取市立学校管理規則（昭和４３年鳥取市教育委員会規則第２号）の全部を改正する。 目次 第１章　総則（第１条、第２条） 第２章　教育活動（第３条―第１２条） 第３章　児童及び生徒（第１３条―第１９条） 第４章　教職員及び学校組織（第２０条―第５７条） 第５章　施設及び設備（第５８条―第６５条） 第６章　雑則（第６６条） 附則 第１章　総則 第１条・第２条　（略） 第２章　教育活動 第３条～第６条　（略） 第７条 （休業日）

(1)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (2)　日曜日及び土曜日 (3)　学年始休業日　4 月 1 日から 4 月 6 日まで (4)　夏季休業日　7 月 10 日から 8 月 31 日までの間において校長が定める期間 (5)　学期間休業日　10 月の第 2 月曜日の直前の土曜日から 10 月の第 2 月曜日　まで (6)　冬季休業日　12 月 20 日から翌年 1 月 14 日までの間において校長が定める期間 (7)　学年末休業日　3 月 25 日から 3 月 31 日まで (8)　その他校長が必要と認めた休業日 2　校長は、前項第 4 号及び同項第 6 号までに規定する休業日を定めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。 3　校長は、特別の事情により、第 1 項第 8 号に規定する休業日を設けようとする場合には、教育委員会の承認を得なければならない。	(1)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (2)　日曜日及び土曜日 (3)　学年始休業日　4 月 1 日から 4 月 6 日まで (4)　夏季休業日　7 月 25 日から 8 月 26 日まで (5)　学期間休業日　10 月の第 2 月曜日の直前の金曜日から 10 月の第 2 月曜日の翌日まで (6)　冬季休業日　12 月 26 日から翌年 1 月 6 日まで (7)　学年末休業日　3 月 25 日から 3 月 31 日まで (8)　その他校長が必要と認めた休業日 2　校長は、前項第 4 号から同項第 7 号までの規定にかかわらず、教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、当該各号に定める休業日の通算日数を変更しない限りにおいて休業日の期間及び日数を変更することができる。 3　校長は、教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、学年を通じ5日を超えない範囲で第1項第4号から同項第7号までに規定する休業日を授業日とすることができる。 4　校長は、特別の事情により、第1項第8号に規定する休業日を設けようとする場合には、教育委員会の承認を得なければならない。

第８条～第１９条　（略） (職員) 第 20 条　学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校嘱託員及び学校司書を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、事務職員、学校嘱託員又は学校司書を置かないことができる。 2　前項に掲げる職員のほか、学校に副校長、栄養教諭、学校栄養職員及び部活動指導員を置くことができる。 3　第 1 項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。 4　特別の事情のあるときは、第 1 項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことがで (学校栄養職員及び事務職員の職) 第 21 条　学校栄養職員の職名は、学校栄養主任及び学校栄養職員とする。 2　事務職員の職名は、事務主幹、事務副主幹及び事務主事とする。 (本条…追加〔平成 20 年教委規則 12 号〕) (職務) 第 22 条　職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。 (1)　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 (2)　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 (3)　教頭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。 (4)　教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。 (5)　助教諭は、教諭の職務を助ける。 (6)　養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。 (7)　養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。 (8)　講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。 (9)　栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。 (10)　学校栄養主任は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。	第８条～第１９条　（略） (職員) 第 20 条　学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校嘱託員及び学校司書を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、事務職員、学校嘱託員又は学校司書を置かないことができる。 2　前項に掲げる職員のほか、学校に副校長、栄養教諭及び学校栄養職員を置くことができる。 3　第 1 項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。 4　特別の事情のあるときは、第 1 項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。 (学校栄養職員及び事務職員の職) 第21条　学校栄養職員の職名は、学校栄養主任及び学校栄養職員とする。 2　事務職員の職名は、事務主幹、事務副主幹及び事務主事とする。 (本条…追加〔平成20年教委規則12号〕) (職務) 第22条　職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。 (1)　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 (2)　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 (3)　教頭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。 (4)　教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。 (5)　助教諭は、教諭の職務を助ける。 (6)　養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。 (7)　養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。 (8)　講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。 (9)　栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。 (10)　学校栄養主任は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

(11)　学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する事項をつかさどる。 (12)　事務主幹、事務副主幹及び事務主事は、事務をつかさどる。 (13)　学校嘱託員は、校長の命を受け、学校事務及びその他の用務に従事する。 (14)　学校司書は、校長の命を受け、学校図書館の専門的事務に従事する。 (15)　部活動指導員は、校長の監督を受け、中学校及び義務教育学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校及び義務教育学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。 第２３条～第３３条　（略） (職員の衛生管理) 第 34 条　学校に衛生推進者を置く。 2　衛生推進者は、副校長又は教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。 3　副校長又は教頭をもって衛生推進者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聞いて、他の教諭をもってこれに充てることができる。 4　衛生推進者は、校長の監督を受け労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 10 条第 1 項の業務を行う。 第３５条～第６１条　（略） (防火管理者) 第 62 条　学校に防火管理者を置く。 2　防火管理者は、副校長又は教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。	(11)　学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する事項をつかさどる。 (12)　事務主幹及び事務副主幹は、事務をつかさどる。 (13)　事務主事は、事務に従事する。 (14)　学校嘱託員は、校長の命を受け、学校事務及びその他の用務に従事する。 (15)　学校司書は、校長の命を受け、学校図書館の専門的事務に従事する。 (16)　部活動指導員は、校長の監督を受け、中学校及び義務教育学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校及び義務教育学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。 第２３条～第３３条　（略） (職員の衛生管理) 第 34 条　学校に衛生推進者を置く。 2　衛生推進者は、教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。 3　教頭をもって衛生推進者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聞いて、他の教諭をもってこれに充てることができる。 4　衛生推進者は、校長の監督を受け労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 10 条第 1 項の業務を行う。 第３５条～第６１条　（略） (防火管理者) 第 62 条　学校に防火管理者を置く。 2　防火管理者は、教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。

3　副校長又は教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聞いて、他の教諭をもってこれに充てることができる。 4　防火管理者は、校長の監督を受け消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条第 1 項に定める防火管理上必要な業務を行う。 第６３条～第６６条　（略） 附　則 １・２　（略） 附　則 この規則は、平成３１年４月１日より施行する。 様式第１号～様式第３号　（略） 様式第 4 号(第 7 条関係) 発　　号 年　　月　　日 鳥取市教育委員会　様 学校名校長氏名印 休業日____承認申請書 下記のとおり休業日を定め　たいので承認してくださるよう申請します。	3　教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聞いて、他の教諭をもってこれに充てることができる。 4　防火管理者は、校長の監督を受け消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条第 1 項に定める防火管理上必要な業務を行う。 第６３条～第６６条　（略） 附　則 １・２　（略） 様式第１号～様式第３号　（略） 様式第 4 号(第 7 条関係) 発　　号 年　　月　　日 鳥取市教育委員会　様 学校名校長氏名印 休業日変更承認申請書 下記のとおり休業日を変更したいので承認してくださるよう申請します。

記 休業日とする期間及び日数 夏季休業日　　年　月　日から　年　月　日まで(　日間) 冬季休業日　　年　月　日から　年　月　日まで(　日間) 様式第４号の２～様式第２０号（略）	記 1　休業日とする期間及び日数 夏季休業日　　年　月　日から　年　月　日まで(　日間) 学期間休業日　年　月　日から　年　月　日まで(　日間) 冬季休業日　　年　月　日から　年　月　日まで(　日間) 学年末休業日　年　月　日から　年　月　日まで(　日間) ※変更する休業日のみ記入してください。 2　事由 様式第４号の２～様式第２０号　（略）

議案第３７号

鳥取市指定文化財の指定について

下記のとおり鳥取市指定文化財に指定するものとする。

平成３０年１２月２７日提出

鳥 取 市 教 育 委 員 会
教 育 長　 尾 室　 高 志

記

種別	名称・員数
天然記念物	上砂見のシンペイガキ・３

提出理由
　鳥取市文化財保護条例第４条の規定により、鳥取市指定文化財として指定するためである。

１２月定例教育委員会　説明資料	
年月日	平成３０年１２月２７日
担当課	文 化 財 課

鳥取市指定文化財調書

1　種別及び名称	種別：天然記念物 名称：上砂見（かみすなみ）のシンペイガキ
2　員数	３個体
3　所在の場所	鳥取市上砂見 666 番地 4、938 番地、1265 番地
4　所有者等の氏名 (名称)及び住所	個人
5　現状 (形状、構造、法量、状態等)	地元で活動されている「上砂見神幣柿（しんぺいがき）研究会」会員の方々の協力を得て，鳥取市上砂見地区で2015年にシンペイガキ（地元では「新平柿」・「神幣柿（しんぺいがき）」とも呼ばれている）の分布調査を行ったところ，農道沿いを中心に327個体のシンペイガキが確認され、地元在住の研究会の方々がご存じのシンペイガキ巨木は網羅されている。因幡地方の柿栽培の歴史，食文化と農村とのつながりを伝えるため，上砂見に残るシンペイガキの古木は価値が高い。この中でもシンペイガキ3個体は胸高直径82.6cm，77.2cm，77.0cmと大きく，初期に上砂見に伝えられた可能性のあるものであり,天然記念物として保護し活用することが望まれる。
6　年代及び沿革	１７２０年頃植樹
7　作者・参考資料等	シンペイガキは江戸時代 1600 年代後半(1670-90?)頃，岩美郡延興寺の竹鼻新平が大和国から枝を持ち帰って接ぎ木を行い，当地での栽培が始まったものと推察されている。 『鳥取県の柿沿革史』（米山 1993）
8　その他参考となる事項	「シンペイガキ」（地元では「新平柿」・「神幣柿」とも呼ばれている）は鳥取県因幡地方にだけ分布（栽培）し，直径 5-6cm ほどの小ぶりな果実をつける渋柿品種である。鳥取市上砂見地区は，因幡地域特産，「シンペイガキ」の中心的な産地として栄え，地区に残る多くのシンペイガキは，現代にその歴史を伝える貴重な遺産である。地区内には，剪定や管理方法などの変化により異なる樹形のシンペイガキ個体が存在し，時代変化も伝えている。
調書作成者	永松　大（鳥取大学教授・鳥取市文化財審議員） 加川　崇（鳥取市教育委員会文化財課　主幹）
調書作成日	平成３０年１２月２０日

上砂見のシンペイガキについて

名　称　上砂見のシンペイガキ

員　数　３本

所在地　鳥取市上砂見 666 番地 4、938 番地、1265 番地

所有者　個人

種　別　天然記念物

（１）背景

カキノキ *Diospyros kaki*（柿）は，国内では奈良時代から栽培が知られており各地で地域の風土に適した多くの園芸品種が作出されてきた。しかし現在，果樹としては少数の優良品種に集約されるとともに，柿の需要減少や農村人口の減少・高齢化などで放置される柿が増え，多くの園芸品種が消滅しつつある。

「新平柿」は鳥取県因幡地方にだけ分布（栽培）し，直径 5-6cm ほどの小ぶりな果実をつける渋柿品種である。新平柿の起源については，1912（明治 45）年発行の『岩美郡誌』，1915（大正 4）年の『因伯の園芸』に記述がある。両者の記述は同一ではないが，『鳥取県の柿沿革史』（米山 1993）はこれらの資料から，新平柿は江戸時代 1600 年代後半(1670-90?)頃，岩美郡延興寺の竹鼻新平が大和国から枝を持ち帰って接ぎ木を行い，当地での栽培が始まったものと推察している。米山 (1993) は，1720 年頃には現在の鳥取県東部にあたる因幡地方一円に普及したのではないかと記している。この裏付けとして 1795（寛政 7）年に記された『因幡誌』の中に八上郡，八東郡の産物として新平柿が現れている。新平柿はしかし，それ以外の地域には広まらず因幡地方のみの固有品種となった。

1924（大正 13）年に行われた『柿ノ分布並ニ品種ニ関スル調査』（鳥取県立農事試験場）によると，新平柿は岩美・八頭・気高の因幡三郡に約 20000 本が栽培され，他郡にはほとんど見られなかった。このうち，上砂見地区を含む神戸村には 1200 本が記録され，砂見地区は当時から新平柿の中心的な栽培地として知られていた（以上，米山 1993 より）。

大正時代，新平柿は敷地や畑の縁に新平柿が植えられ，渋抜きした後の独特の風味が因幡地方の人々に愛好されていたという。当時は西条柿と並ぶ勢いで，1940-50 年代，カキは菓子不足を補うための食糧として高値で売買されていた。しかし新平柿は小粒で種子が多く，日持ち，汚れ，割れ等に問題を抱えていてその栽培は地場消費と家庭果樹の域にとどまり，近代的な果樹栽培には移行できなかった。新平柿の管理は自然放任にまかされ，あるいは西条柿などへ接ぎ替えが行われて，戦後のモノ不足解消とともにほとんどの産地で栽培が衰退した。そんな中，砂見地区はただ一カ所，その量と品位で鳥取市場の需要をおさえて新平柿の栽培が残った（米山 1993）。上砂見地区では傾斜地を利用した果樹栽培が盛んであり，新平柿も地区の特産品としての地位を確立していた。しかしその後，1960 年代からの価格下落・需要の変化により，上砂見地区でも 1965 年頃から新平柿栽培が衰退し始めた。当時のレクリエーションブームや建築ブームのあおりを受けて，新平柿はゴルフクラブのヘッド，民家の増改築，圃場整備等のために多数が伐採された。上砂見地区での現在の果樹栽培は近代的・集約的なモモや日本ナシ生産が中心で，柿は西条柿や富有柿といった経済的に優良な品種が主となっている。上砂見地区で新平柿を栽培しているのは現在 3 戸のみとなり，かつて存在した多くの新平柿は伐採された（以上，聞き取りに基づく）。しかしそれでも，上砂見地区には因幡地方特産でかつて一世を風靡した「シンペイガキ」の古木や巨木がなお残り，地域社会と果樹

とのかかわりの歴史を残す貴重な地域となっている。

なお,「シンペイガキ」は江戸時代の地誌『因幡誌』には「新平柿(しんぺいがき)」と記載され因幡一円に広まったが、上砂見では地元経済を潤した特産品として「神幣柿(しんぺいがき)」とも呼ばれている。

（2）指定の説明

地元で活動されている「上砂見神幣柿(しんぺいがき)研究会」会員の方々の協力を得て, 鳥取市上砂見地区で 2015 年にシンペイガキの分布調査を行ったところ，農道沿いを中心に 327 個体が確認された（図 1)。

記録からもれた個体の存在可能性は残るが，地元在住の方々がご存じのシンペイガキ巨木は網羅されている。上砂見地区は 1882（明治 15）年 8 月 4 日に大火にあっており，集落近くのシンペイガキの中には，火災の痕跡を残す個体も確認した。シンペイガキは，地区の中でもかつては山畑で現在は森林化した場所や耕作放棄地などに，無管理・自然樹形の状態で樹高 5 m 以上の個体が多くみられた。果樹園跡地など，近年まで管理されていたシンペイガキは樹高 5 m 以下に切り下げ剪定されているものが多かった。

上砂見地区のシンペイガキは胸高（地上 1.3 m）直径で最大 82.6 cm から 4.5 cm まで，50 cm 以上の個体は 33 本であった。樹高は 18.8 m から 2 m まで，35 本が 13 m 以上であった。個体サイズのうち，樹高は隣接木の影響により森林内では高く，単独木では低くなる傾向がある。管理方法にも強く影響される。このため，個体サイズの指標として胸高直径をみると，現存するシンペイガキの最大個体は No.17 の胸高直径 82.6 cm（写真 1)，No.16 の 77.2 cm（写真 2)，No.6 の 77.0 cm（写真 3）であり，これら 3 本が直径 66 cm 以下の他個体よりもぬきんでて大きかった（図 2)。

竹鼻新平が持ち帰った際に最初に接いだとされる新平柿の原木が，かつて岩美郡小田村（現岩美町小田）に知られていた。この原木は 1924 年の農事試験場調査（前述）時には新平柿の最大個体で，周囲長 1.95 m（直径 62.1 cm）であった。1988 年までは存在し，その時の調査では周囲長 2.21 m（直径 70.3 cm）にまでなったが，当時から樹勢衰退が著しく現在はその姿を見ることができない。米山（1993）は 1990 年当時，上砂見に残っていた柿の古木のうち，新平柿の最大個体は幹周 2.39 m（直径 76.1 cm）であった，と記録している（この個体も，その後伐採されて現存しない）。前述のシンペイガキ 3 個体はいずれもこれらの個体サイズを超えており，新平柿としては最も大きい。

米山（1993）は，上砂見への新平柿の導入を 1720 年頃と推定している。この推定には 1990 年当時，上砂見のシンペイガキ個体の最大直径が 76.1 cm であったことが根拠のひとつとなっている。前述の原木が順調に生育していた 1924 年の直径は 62.1 cm であり，1670 年に成長を開始したとすればこの原木の年間生長量は 0.12 cm となる。上砂見の最大個体が 1720 年頃に成長開始したと仮定すると，同様に生長量は 0.14 cm でありこの仮定は十分に成り立つ。原木の導入から 40-50 年のうちに上砂見をはじめとする因幡一円に普及したとする考え方にも無理はみられない。同様に上砂見で現在，その太さがぬきんでているシンペイガキ 3 個体についても 1720 年頃の成長開始だとすると年間生長量は 0.13-0.14 cm 程度となる。今回，このうちの 1 個体について，幹のコアサンプルに基づく年輪解析から樹齢を推定しようと試みた。しかしカキは散孔材で年輪推定が非常に難しく，精度の高い推定はできなかった。参考値として 170 年という値を得たが，年間生長量に直すと 0.23cm となり成長速度は他の推定の倍となる。130 年前に大火にあった別個体の幹観察からしてもこの成長速度は過大評価である可能性が高い。上砂見に残る 3 本の大木の樹齢は最大で，上砂見に新平柿

が導入された 300 年程度までさかのぼる可能性が考えられる。

（3）意見

鳥取市上砂見地区は，因幡地域の特産物であった新平柿の中心的な産地として栄え，地区に残る多くのシンペイガキは，現代にその歴史を伝える貴重な遺産である。地区内には，剪定や管理方法などの変化により異なる樹形のシンペイガキ個体が存在し，時代変化も伝えている。一方で 10-30 代の若い住民の中には，新平柿自体を知らない人もみられる。因幡地方の柿栽培の歴史，食文化と農村とのつながりを伝えるため，上砂見に残る新平柿の古木は価値が高い。この中でも，上砂見に伝えられた当初に導入された可能性のあるシンペイガキ 3 個体を天然記念物として保護し，地域のシンボルとして活用されることを期待する。

なお，測定方法にはぶれがあるものの，近県のカキノキ指定例としては，広島県指定天然記念物「佐々部のカキノキ」（広島県安芸高田市高宮町）が享保年間（1720 年頃）の植栽（推定）で直径 73.8 cm，樹高 12 m である。上砂見のシンペイガキは，これと比べても文化財としての価値には申し分がない。

【引用文献】

米山寛一（1993）鳥取県の柿沿革史.鳥取県農業協同組合連合会（鳥取），259pp.

永松　大（鳥取大学）

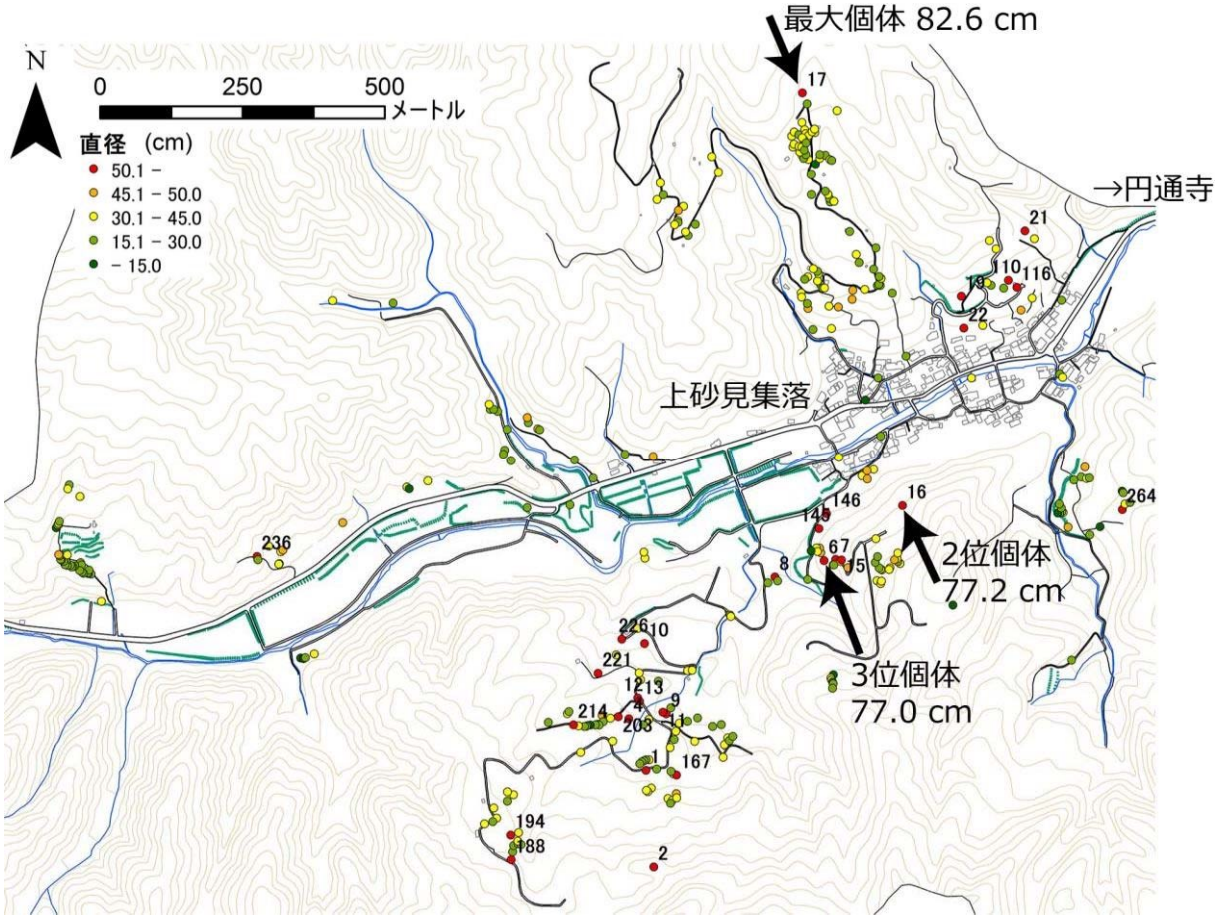

図 1 鳥取市上砂見の新平柿分布位置図(胸高直径順)

写真 1

鳥取市上砂見の新平柿最大個体 No.17 直径 82.6 cm, 樹高 17.3 m(2015 年 8 月 1 日撮影)

写真 2 鳥取市上砂見で 2 番目に大きな新平柿個体 No.16 直径 77.2 cm, 樹高 16.2 m（2015 年 8 月 1 日撮影）

写真 3 鳥取市上砂見で 2 番目に大きな新平柿個体 No.6 直径 77.0 cm, 樹高 13.6 m（2015 年 7 月 24 日撮影）

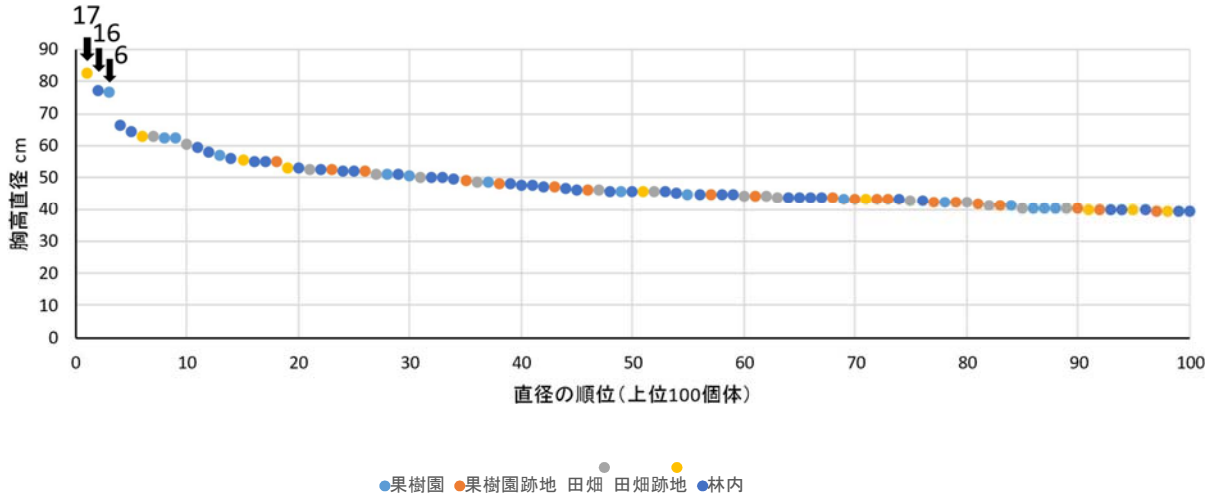

図 2 鳥取市上砂見に残る新平柿個体上位 100 本の胸高直径（2015 年）

上位 3 本，No.17，16，6 の直径が多個体よりもぬきんでて太いことがわかる

説明・協議事項（１）

１２月定例教育委員会　資料	
年月日	平成３０年１２月２７日
担当課	中 央 図 書 館

図書館情報管理システムの更新に伴う臨時休館について

図書館情報管理システムの機器更新に伴い、特別資料整理期間（毎年１回５日以内）を、通常の５日に、臨時休館を加えて１０日間にしたいので「鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」第２条により教育委員会に諮るものです。

1.臨時休館範囲：　中央図書館、用瀬図書館、気高図書館　３館
国府・福部・河原・佐治・鹿野・青谷図書室　６室
市立病院図書室（サーバーを利用しているため。）

2.臨時休館期間：平成３１年２月１９日（火）～２８日（木）　１０日間

2月【通常】

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	3/1	3/2

2月【今回】

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	3/1	3/2

開館日　定例休館日　特別資料整理期間

3.開館日：　３月１日（金）９：００通常開館（用瀬・気高図書館は１０：００）

4.図書館情報管理システムの更新内容：

機器を更新して新たなリース：　平成 31 年 3 月～平成 36 年 2 月（5 年間）

ソフトウェアパッケージ（ELCIELO）、業務サーバー等、業務用等端末（59 台）、プリンター（13 台）、端末周辺機器

自動貸出機、自動返却機、保守パックなど

5.蔵書点検について

図書館３館は、別日に特別資料整理期間を設定し、蔵所点検を行っていましたが、今回はシステムの更新と併せて３館が同時に蔵書点検を行い、最低限の休館となるようにします。

１２月定例教育委員会　資料	
年月日	平成３０年１２月２７日
担当課	教 育 総 務 課

報告事項（２）

鳥取市立学校空調設備整備事業に係る公募型プロポーザルの実施について

【事業目的】

児童・生徒に熱中症等の健康被害が及ぼさないよう本市の小・中・義務教育学校の全普通教室に、平成 31 年度中に空調設備を設置し、安全で安心な教育環境を確保することを目的とする。

【事業概要】

（１）事業名称

鳥取市立学校空調設備整備事業（1 工区）　対象施設数　17 校
鳥取市立学校空調設備整備事業（2 工区）　対象施設数　16 校
鳥取市立学校空調設備整備事業（3 工区）　対象施設数　20 校

（２）事業内容

本事業の対象となる業務の内容は以下のとおりとする。

ア　空調設備等の設計業務
イ　空調設備等の施工業務
ウ　空調設備等の工事監理業務
エ　上記に関連する業務及び各種申請等の業務

（３）事業方式

設計、施工、工事監理からなる「設計・施工一括発注方式」により実施する。

（４）上限提案価格

1 工区　金６９３，１７８千円（消費税及び地方消費税を含む。）
2 工区　金６６８，５５９千円（消費税及び地方消費税を含む。）
3 工区　金６１４，０８６千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により参加者を公募し、参加者から提案された価格・提案内容を審査委員会において総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

（６）事業期間等

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（議会における議案の可決日）から、平成３２年3月１６日（月）までとする。

【参加資格要件】

公募型プロポーザルに応募する者は、特定建設工事共同企業体とする。

（１）参加形態　共同企業体（3 者又は 4 者）

ア　JV 代表者（市内）

発注等級：管工事 A 級（特定建設許可）

イ　代表者以外の構成員（市内）

発注等級：管工事 A 級，電気工事 A 級　※構成員には「電気工事」を１者入れることとする。

【スケジュール等】

項　目	日　時
公告	平成３０年１２月１７日（月）
現地見学会受付期間	平成３０年１２月１８日（火）から 平成３０年１２月２５日（火）まで
現地見学会実施日	平成３０年１２月２７日（木）
募集要項等に関する質問の受付期間	平成３０年１２月１９日（水）から 平成３１年　1月１８日（金）まで
質問の回答日	随時回答 最終回答日：平成３１年1月２１日（月）
参加表明書受付期間	平成３０年１２月２６日（水）から 平成３１年　1月　9日（水）まで
参加資格審査結果通知日	平成３１年1月１１日（金）まで
提案書受付期間	平成３１年1月２４日（木）から 平成３１年1月２８日（月）まで
提案審査（最優秀提案者の選定）	平成３１年1月３０日（水）※予定
最優秀提案者の決定及び審査結果	平成３１年2月上旬
仮契約締結	平成３１年2月上旬
本契約締結	鳥取市市議会における議決後

報告事項（3）

１２月定例教育委員会　資料	
年月日	平成３０年１２月２７日
担当課	学校保健給食課

平成３０年度　通学路合同点検の結果について

◆ 点検実施時期　　平成３０年８月２日から８月２３日
◆ 点 検 結 果　　６２件の対策を実施予定

平成３０年度通学路合同点検対策整理表

学校数	合同点検実施箇所	対策必要箇所	必要対策数
小学校（２３校）	５３	４０	４５
中学校　（４校）	６	５	５
義務教育学校（３校）	１１	１１	１２
合 計	７０	５６	６２

※ 対策必要箇所・・対策不要箇所及び対策困難箇所を除いた箇所
※ 必 要 対 策 数・・対策必要箇所における実施者別の対策数（国、県、市町村、警察等）

報告事項（４）

１２月定例教育委員会　資料	
平成３０年１２月２７日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

ジャマイカチームの２０１９年世界リレー大会事前キャンプについて

２０１９年5月１１日（土）～１２日（日）に横浜市で開催される『２０１９年世界リレー大会』のジャマイカチーム事前キャンプを受け入れる方向で調整が進められています。

【期　　間】大会前の１週間程度（２０１９年５月１日(水）～９日(木）を想定）

【人　　数】６０人程度（選手３５人、コーチ・関係者等２５人程度）

【キャンプ拠点】コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク陸上競技場

【経　　費】２５，０００千円

【負担割合】鳥取市１／３（８,３３３千円)、鳥取県１/２（１２,５００千円）
県体育協会１／６（４,１６７千円）

【受入体制】鳥取市東京オリ・パラキャンプ実施委員会

【予算措置】正式決定を受けて、平成３１年度の当初予算に計上

【そ の 他】別紙「鳥取県スポーツ課作成資料（平成 30 年 12 月 3 日付け)」のとおり

〔参　　考〕

２０１９年世界リレー大会
開催日　２０１９年5月１１日（土）～１２日（日）
会　場　横浜国際総合競技場(日産スタジアム)

１２月定例教育委員会資料	
年月日	平成３０年１２月２７日
担当課	文 化 財 課

報告事項（５）

仁風閣１階　随員控室天井漆喰の落下について

１　概要

仁風閣１階　随員控室で天井漆喰が幅約０．３m、長さ約１．５mにわたり落下した。

２　経緯

平成３０年１２月９日（日）午後８時２０分頃、仁風閣館内を巡回中の警備会社警備員が、随員控室で天井漆喰が落下しているのを発見した。

翌１０日（月）の休館日、午前９時に指定管理者と文化財課で現地確認を行い、現場復旧と天井下への立ち入り制限措置を取った。

３　原因

経年劣化、雨漏り及び今年６月１８日に発生した大阪北部地震等が複合的に影響したものと考えられる。

４　対応等

大規模改修を待つことなく、屋根修理や当該箇所の修復等を検討することとする。

５　その他

現場状況は次のとおり

（１ 階）

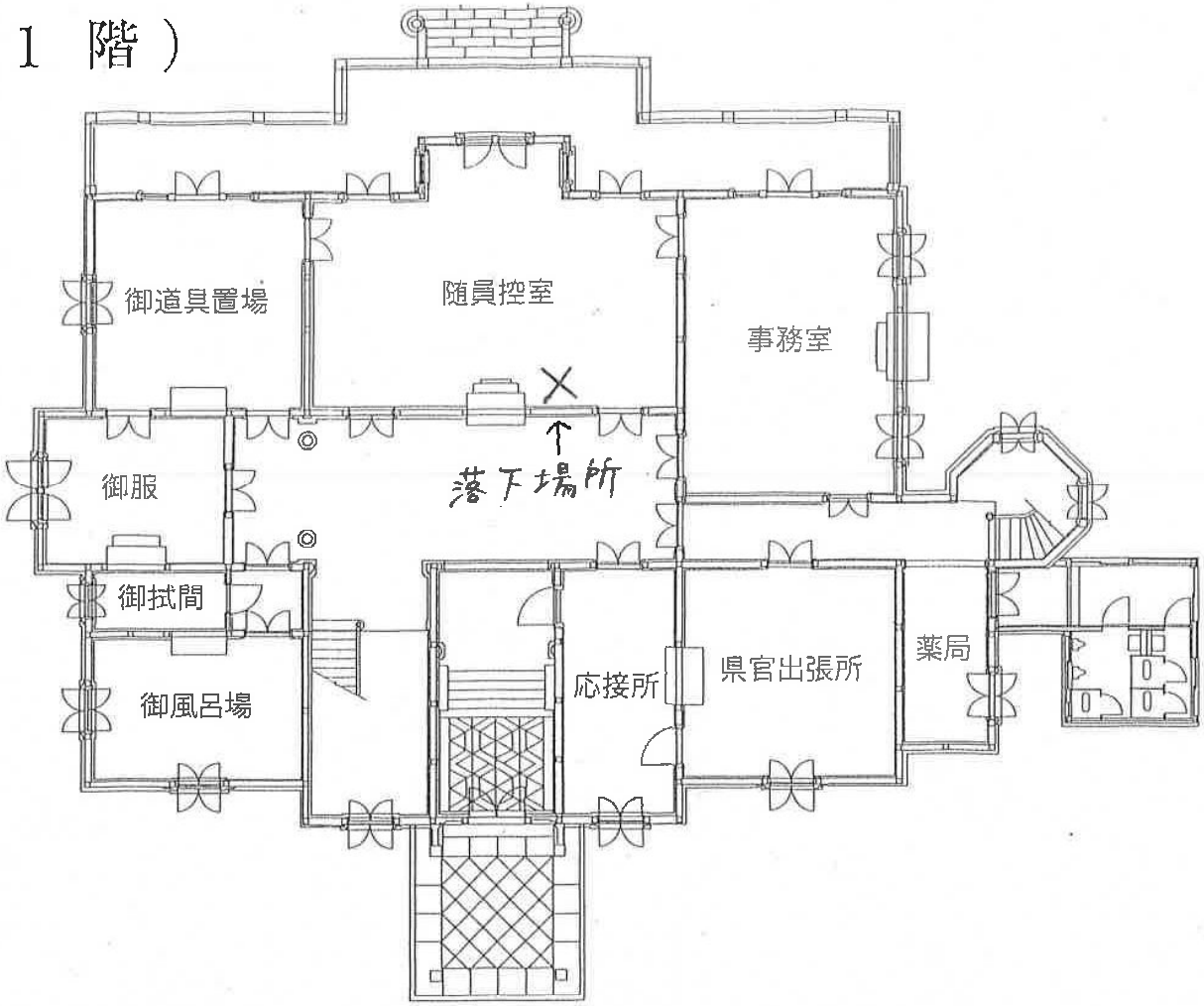
御道具置場
随員控室
事務室
御服
落下場所
御拭間
御風呂場
応接所
県官出張所
薬局

（２ 階）

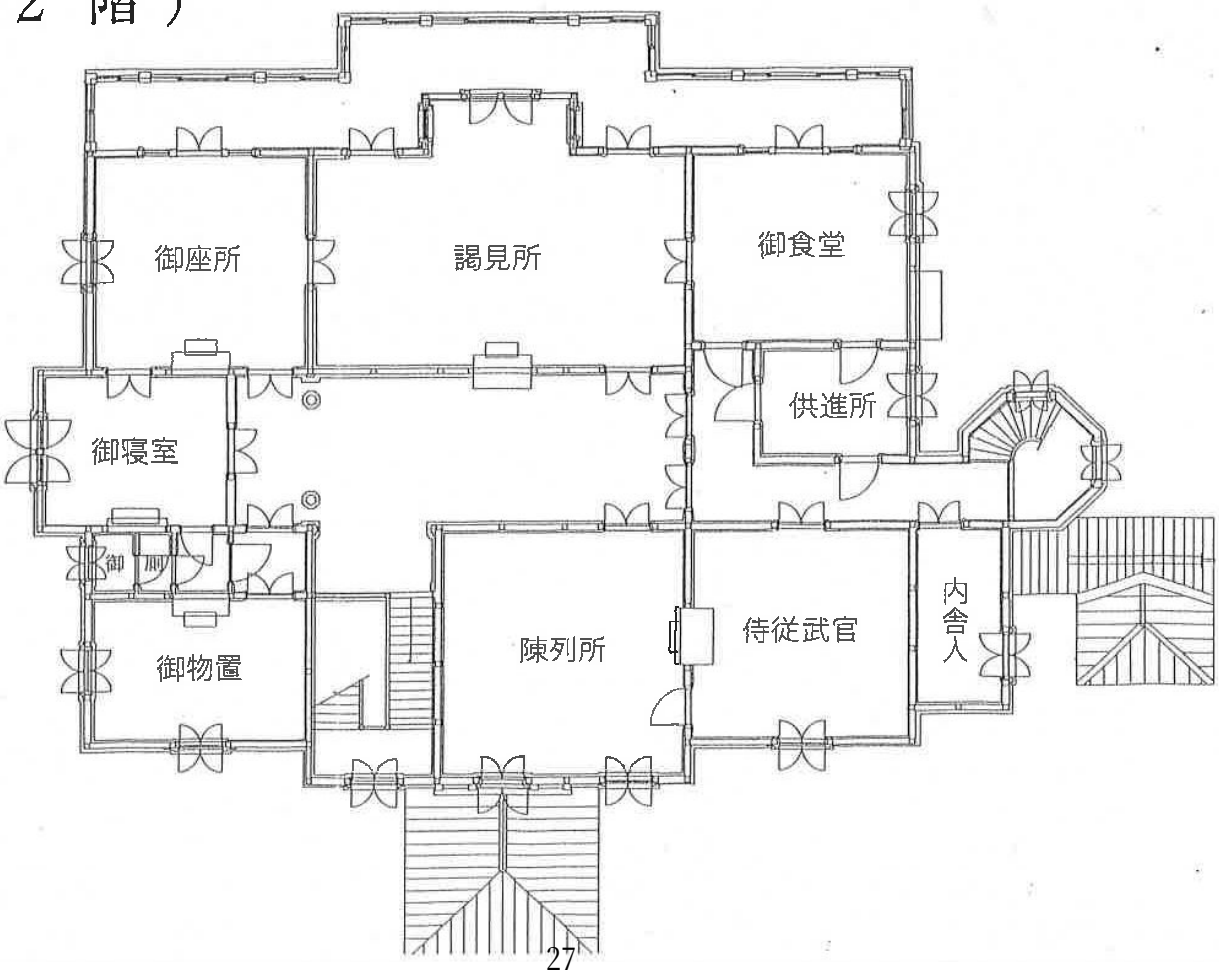
御座所
謁見所
御食堂
供進所
御寝室
御
厠
御物置
陳列所
侍従武官
内舎人